

# 調査等請負契約における 設計変更ガイドラインについて

令和元年10月

あなたに、ベスト・ウェイ。



I. ガイドライン策定の背景と目的	・ ・ 2 5
II. 契約変更の定義	・ ・ 3 0
III. 発注方式の選定及び発注時における留意事項	・ ・ 3 5
IV. 競争手続時における留意事項	・ ・ 4 6
V. 業務履行時における留意事項	・ ・ 4 7
VI. 契約変更	・ ・ 6 1
VII. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力	・ ・ 7 0
VIII. ケーススタディー	・ ・ 7 5
X. 巻末資料 I	・ ・ 7 6

# I. ガイドライン策定の背景と目的

## 調査等業務の特徴

基本的な業務の方針を発注者が示し、受注者が技術力を駆使し、受発注者双方の協働により高品質な成果品を作成すること。

## 求められること

発注者の適切な条件提示、業務指示及び受発注者間の十分な協議

## 予見できない事態が発生し履行内容の変更が避けられない場合

- 「協議の遅れによる設計条件提示時期の変更」
- 「条件変更に伴う業務内容の追加や変更」
- 「契約条件の変更による契約数量の変更」
- 「設計打合せ回数の増加」及びこれらの条件変更による「履行期間の延長」等

受発注者間の調査等請負契約書や共通仕様書に対する解釈の違いや打合せ結果に対する認識のズレ

特記仕様書における条件明示不足等

**変更契約の実施や変更の内容、変更費用の計上について受発注者間で齟齬が発生する場合がある**

**設計図書に基づく適切な契約変更を実施する上で、契約条件等に対して受発注者間で共通の認識を持つことが重要**

# I. ガイドライン策定の背景と目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 第3条 「基本理念」第11項

GL-P1参照

「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。」

さらに、令和元年6月に、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化・持続可能な事業環境の確保のため、品確法など担い手三法iiが改正・公布された。

この改正品確法iiiにおいては、公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割、と明記され、公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付けられたところである。

## 調査等請負契約書 頭書

「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

- より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれが、契約の目的、内容について十分理解したうえで合意し、契約を締結し役割り分担を適切に行ったうえで、契約の履行に当らなければならない。
- 契約の履行及び変更並びに業務円滑化を図るためには、発注者と受注者の双方が、契約条件の内容、契約変更が可能なケース、手続きの流れ、留意点等について十分理解しておく必要がある。

- ◆ 調査等請負契約における設計変更ガイドラインは、契約条件の内容、契約変更が可能なケース、手続きの流れ、留意点等について受発注者間の共通認識とするために調査等請負契約書及び調査等共通仕様書を補完し、価格と品質に優れた調達を実現し、円滑かつ公正適切な契約手続きに資することを目的に策定

# ガイドラインの構成（1）

<b>I. ガイドライン策定の背景・目的</b>	
1. 策定の背景	1
2. ガイドライン策定の目的	1
<b>II. 契約変更の定義</b>	
1. 契約変更とは	3
2. 契約変更の基本思想	3
3. 契約書類の用語の定義等	4
<b>III. 発注方式の選定及び発注時における留意事項</b>	
1. 発注方式の選定	6
2. 条件明示(特記仕様書作成上の留意点)	7
3. 積算上の留意点	30
4. 履行期間の設定	31
<b>IV. 競争手続時における留意事項</b>	
1. 競争手続中の設計図書の疑義の解決	33

## V. 業務履行時における留意事項

1. 現地踏査に係る留意事項	34
2. 打合せに係る留意事項	35
3. 工程管理に係る留意事項	36
4. 業務履行時の確認事項	39
5. 調査等指示簿による適切な業務指示(書面主義)	41
6. 設計業務における設計照査の留意点	42

## VI. 契約変更

1. 契約変更のフローと関係する条文	43
2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説	44
3. 契約変更に係る受発注者間のリスク分担	50

## VII. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力について

1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)の目的	53
7. 三者協議会の具体事例	55

## VIII. ケーススタディー

- |               |    |
|---------------|----|
| 1. 積算基準の適切な運用 | 57 |
| 2. 設計変更の適正な実施 | 59 |

## IX. おわりに

## X. 巻末資料 I

- |               |    |
|---------------|----|
| 1. 設計業務執行の留意点 | 65 |
|---------------|----|

## XI. 巻末資料 II

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 業務履行時の確認項目(設計図書の点検項目) | 73 |
| 2. 業務履行上の留意事項            | 87 |

## Ⅱ． 契約変更の定義

### 定義

契約変更とは、条件変更等（調査等請負契約書第18条）、設計図書の変更等（第19条）及び業務の中止（第20条）等に基づき履行期間又は請負代金を変更するために、契約の変更を行うことを言います。

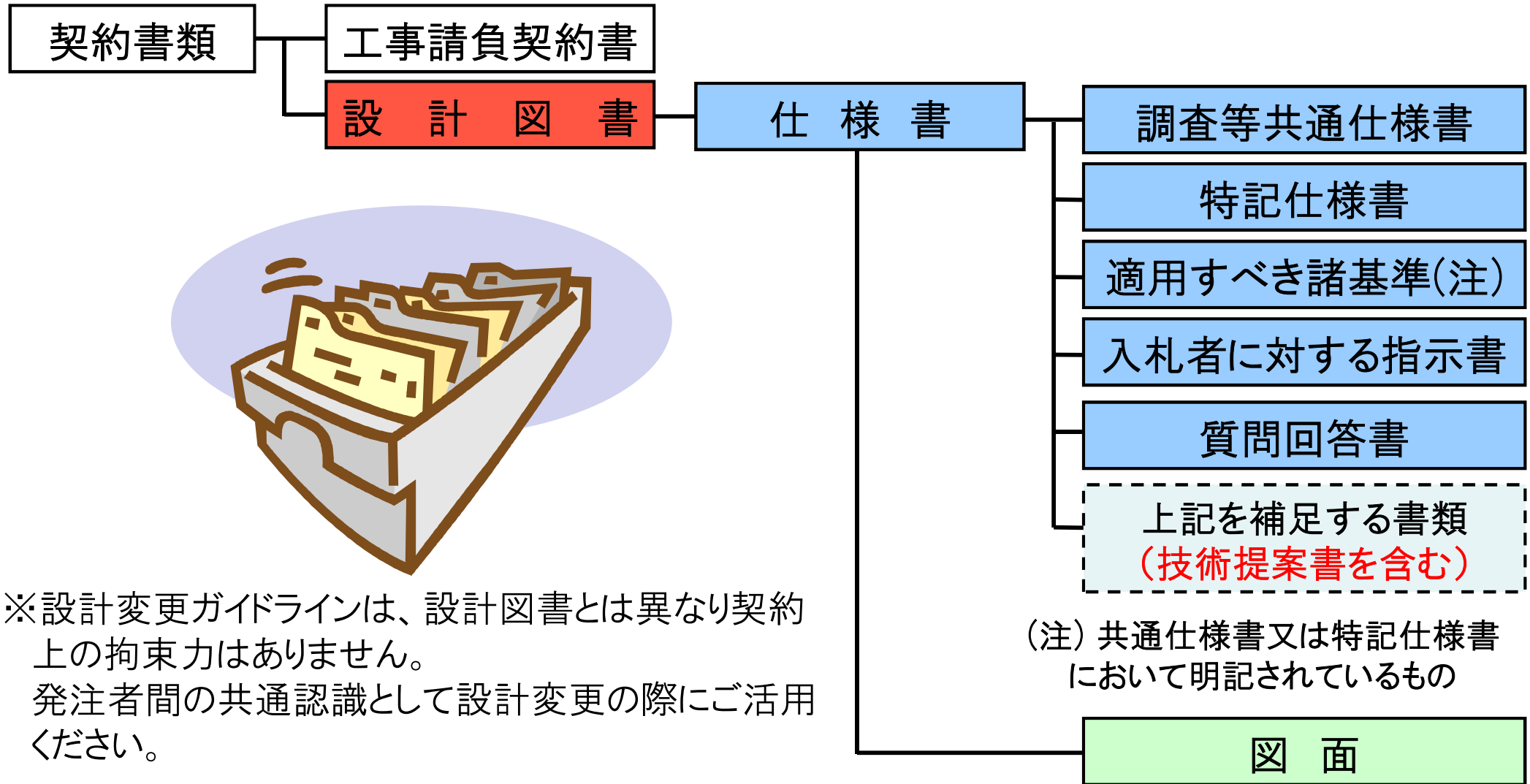
既存の契約の目的を大きく変更する必要が生じ、変更前後で契約の同一性が保たれない場合には、当初契約の枠内で扱う理由がなく、全く別の契約として新たに契約を締結すべきです。

契約の目的や契約当事者を変更せず「更改」が必要な場合に該当しない時でも、数量、請負代金、完了期限やその他契約条項を著しく大きく変更する必要が生じた場合には、変更契約に拠ることができず、既存の契約を解除し、新たに契約を締結する必要があります。



# 《参考》基本事項・・・設計図書とは

## ■NEXCO東日本における契約書類の体系



※設計変更ガイドラインは、設計図書とは異なり契約上の拘束力はありません。  
発注者間の共通認識として設計変更の際にご活用ください。

(注) 共通仕様書又は特記仕様書において明記されているもの

# 《参考》基本事項・・・設計図書とは

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の図面及び仕様書（「調査等共通仕様書」（東日本高速道路株式会社）にいう仕様書をいう。以下これらの図書を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。



**「契約書」と「設計図書」は、  
契約上の拘束力を有する書類**



# 《参考》 契約書類の解釈

## 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束

## 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書または図面との間に相違がある場合

特記仕様書 > 図面 > 共通仕様書の順に優先

## 図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない

# 《参考》 解除権

## (発注者の解除権)

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (受注者の解除権)

第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 四 発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不相当と認められるとき。

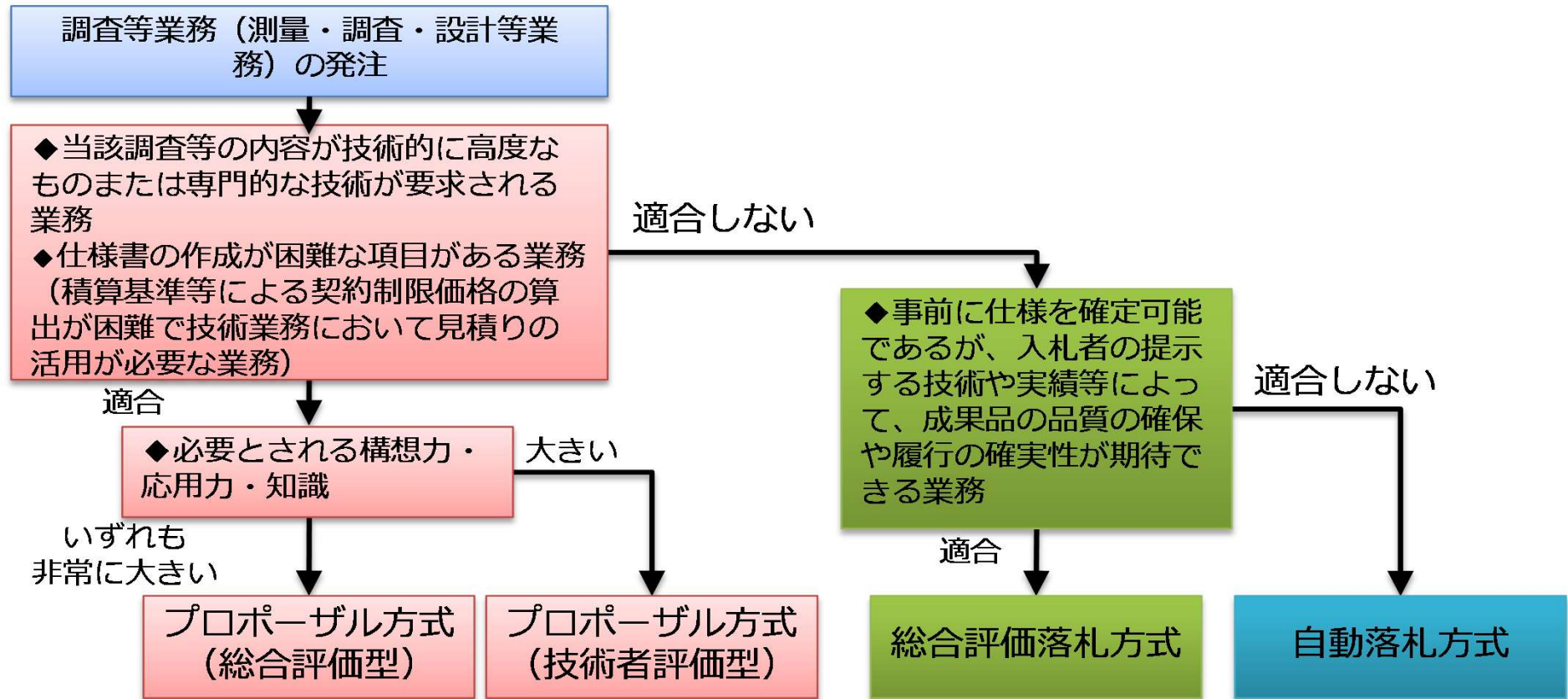
# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 1. 発注方式の選定

GL-P6参照

◆ 調査・設計業務の発注は、調査・設計の内容及び技術的な工夫の余地に応じて「落札者の決定方式」を選定

◆ 技術的に高度なものや専門的な技術が要求される業務、積算基準の適用が困難な業務はプロポーザル方式を採用

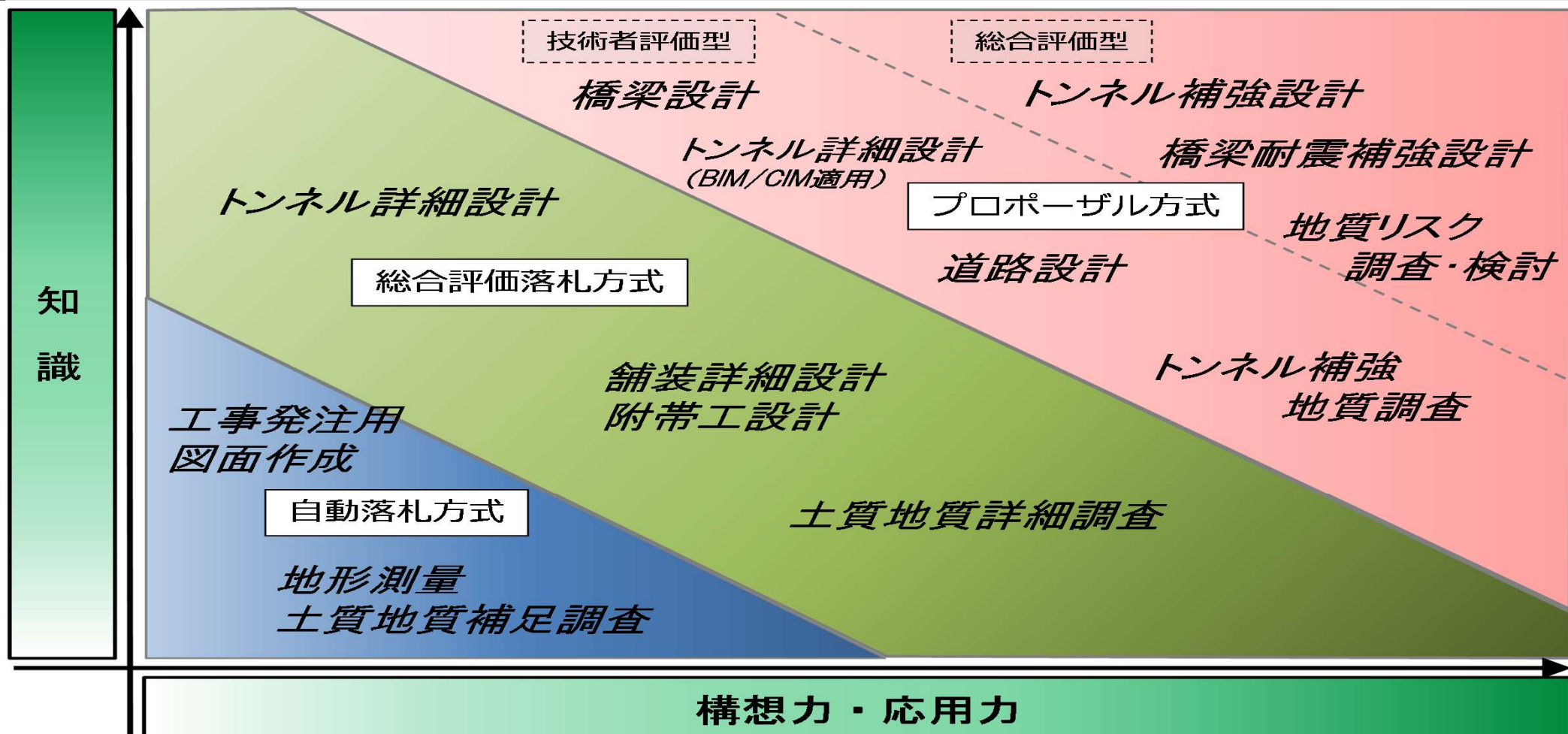


# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 1. 発注方式の選定

◆落札者の選定方式が適切に選定されるよう、業務内容に応じた基本的な発注方式も明示

◆高速道路事業は、技術基準等の専門性のある技術や高い知識が必要であり、プロポーザル方式による発注を優先する

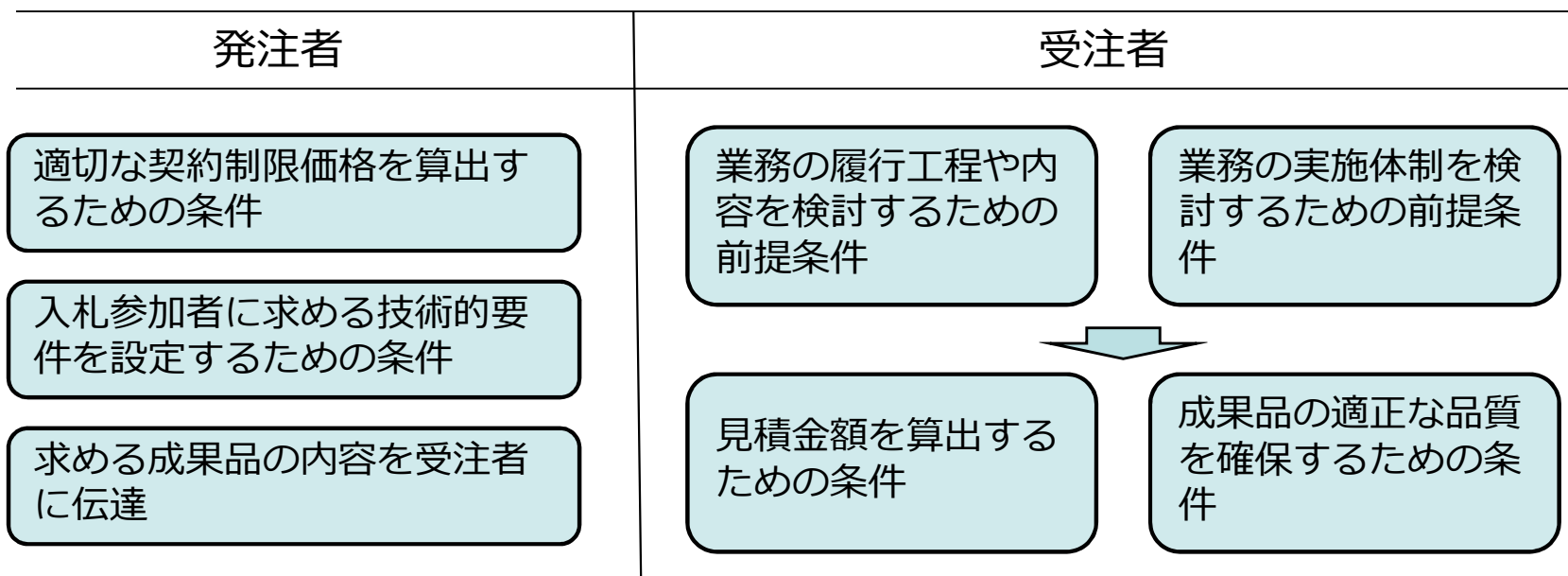


# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 2. 条件明示

GL-P7参照

当初契約時に適切に契約条件を明示することが、適切な契約の履行のために必要



### 明示すべき条件の視点

- 契約条件に変更が生じた場合には契約変更を行い、設計図書で求める成果品と実際に納品される成果品が異なることのないようにしなければならない。
- 業務履行中に発注者の指示のもと、各種検討の結果として成果を作成した場合は、各種検討内容についても成果品に含めるとともに最終的な成果品の費用だけでなく、検討に要した適正な費用を支払わなければならない。

# 「部分引渡し」と「部分使用」の違い

「部分引渡し」及び「部分使用」は特例規定のため協議により契約の履行条件（設計条件）を決定しながら業務を進める必要がある場合を除いては、原則、「部分引渡し」、「部分使用」が発生しないよう、調査等業務、工事の発注工程を調整しなければならない。

	部分引渡し	部分使用
契約書条文	第37条	第33条
共通仕様書	1-33 一部完了検査	1-35 部分使用
検査	一部完了検査	部分使用検査
請負代金の支払い	有	無
成果品の所有権	発注者に移転	受注者に帰属

- ▶ 調査等業務の完了前に工事発注等に成果品の一部を使用する場合には、部分引渡しが必要
- ▶ 部分使用により一部を使用する場合には、用途を限定



# 「部分引渡し」の具体的な明示

特記仕様書において、「部分引渡し」及び「部分使用」の時期を具体的に明示する。

## 【特記仕様書記載例】

### ○－○ 部分引渡しに関する事項

契約書第37条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、下表のとおりとする。

指定部分	引渡し時期
○○橋の下部工設計（P○～P○）	平成○年○月
SAT○○○～○○○間の道路設計	平成○年○月

※ 工事において設計成果が必要な場合（設計図書とする場合）等に記載

# 「部分使用」の具体的な明示

特記仕様書において、「部分引渡し」及び「部分使用」の時期を具体的に明示する。

## 【特記仕様書記載例】

### ○－○ 部分使用に関する事項

共通仕様書 1－35の規定に基づく部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

種別	内容	使用開始時期	使用理由
〇〇橋の下部工設計 (A1橋台)	構造一般図	平成〇年〇月〇日	別途実施する調査等業務に使用するため
〇〇橋の下部工設計 (A1橋台)	構造一般図	平成〇年〇月〇日	一般国道の道路管理者との交差協議に使用するため
SAT〇〇〇のボックス カルバート設計	全て	平成〇年〇月〇日	別途実施する調査等業務に使用するため

※ 別途実施する調査等業務や対外協議において当該設計成果が必要な場合等に記載する。

# 部分使用の成果品の修正の取り扱い

NEXCO

GL-P62参照

成果品の引渡し前に部分使用により使用した成果品について、修正が必要となった。この場合の費用はだれが負担するのか？

## 対応策

部分使用を行うためには、**部分使用検査を実施し、成果品が契約図書に適合していることを確認し、受注者の同意を得た後に使用**することになる。

したがって、**部分使用後に新たに修正が必要となる場合とは、何らかの条件変更や設計図書を変更する必要性が発注者側に発生したため修正を行うため、発注者は契約書第18条又は第19条に従い契約変更を行い、必要があると認められる場合には、履行期間若しくは請負代金額を変更し必要な費用を支払わなければならない。**

**ただし、その修正が、計算ミスや転記ミス等の受注者の帰責事由による場合は、受注者の負担により修正することになる。**

(引渡し前における成果品の使用)

第33条 発注者は、第31条第3項若しくは第4項または第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても成果品の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果品の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

# 「部分引渡し」と「部分使用」の留意点

- 「部分引渡し」と「部分使用」について契約条件として具体的に明示されているか確認
- 引渡し及び使用開始時期を踏まえた工程管理（打合せ、照査等）
- 部分使用中の成果品について発注者は、加工変更はできない
- 部分使用を行うためには、部分使用検査を実施し成果品が契約図書に適合していることを確認
- 部分使用により使用した成果品の修正は、条件変更又は設計図書を変更する必要性が発注者側に発生したために行うため発注者が契約書第18条又は第19条に従い契約変更を行い費用を負担する（受注者の帰責事由による場合を除く）

# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 3. 積算上の留意点

NEXCO

GL-P30参照

### 発注者の責務

業務成果物の品質確保ができる適正な発注金額を積算しなければならない。

#### I. 業務数量・履行条件の適切な設定

- ▶ 発注者は、特記仕様書に現地条件を明示するとともに、現地条件を適切に反映した積算を実施しなければならない。
- ▶ 契約後に業務の進捗により業務の履行条件が確定する場合、又は、協議等により業務履行条件の変更があらかじめ想定される場合には、その旨を特記仕様書に明記するとともに、変更となった場合には適切な契約変更をしなければならない。

#### II. 積算基準の適切な運用

- ▶ 積算基準の適切な運用に努めることとし、歩掛りの低減率や補正係数の適用については、業務内容と積算基準の適用条件を十分理解したうえで適切に判断しなければならない。

#### III. 積算基準が適用できない場合の見積の活用

- ▶ 積算基準の適用が困難である場合には、入札手続きの過程で入札参加者より見積の提出を求め契約制限価格に反映させる方式を活用（十分な条件明示と適切な見積もり期間の確保）

# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 4. 履行期間の設定

NEXCO

### 履行期間の設定

GL-P31参照

#### I. 照査期間の確実な確保

- ▶ 照査は業務ステップごとに行われるため当初契約の履行期間を設定する場合には、照査に要する期間についても確実に確保しなければならない。
- ▶ 履行期間を延長しなければならない場合についても照査に要する期間を考慮のうえ、延長する期間を設定しなければならない。（**設計業務では1カ月程度の照査期間を確保**）

#### II. 協議期間・貸与資料・過去業務内容の整理を考慮した履行期間の設定

- ▶ 発注者は、協議等の解決見込み時期の遅れを考慮し、当初発注時には、協議等の遅れを考慮した適切な履行期間を設定するとともに、協議等の解決見込み時期に設定については過去の協議状況等を参考にして適切な時期を設定しなければならない。
- ▶ 発注者は、業務発注時に速やかに貸与資料を受注者に貸与する必要がある。また、貸与資料とともに当該業務に関連する過去の調査・測量・検討・設計業務についても、一覧表などにまとめ、受注者が速やかに業務開始が可能なようにする必要がある。過去の業務内容などを当該業務の中で再度整理するなどの場合は、業務着手前の資料整理・準備期間を通常の作業計画立案期間以上確保する必要がある。

#### III. 業務内容確認検査を考慮した履行期間の設定

- ▶ 業務内容確認検査で合格した後、成果品の製本、電子納品データ作成、電子納品データのNEXCO総研への送付・受領書の受領まで概ね1か月程度考慮すること

## (受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰さない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# IV. 競争手続時における留意事項

## 競争手続中の設計図書の疑義の解決

入札参加者は、契約書、設計図書及び現場を熟覧のうえ入札に参加

- ▶設計図書に疑義があるときは、契約担当部署へ質問書を提出  
⇒入札条件の確認機会



### 【発注者】

質問が多く出されるということは、入札参加者が入札金額を算出するに際し、**履行条件の明示が不足している等設計図書に不備があることを示す**ものとして認識しなければならない。



# V. 業務履行時における留意事項

## 1. 現地踏査に係る留意事項

NEXCO

GL-P34参照

### 契約後に受注者が行う現地踏査

現地踏査の際に、設計図書と現地条件が異なる場合には、受注者は直ちに発注者に通知し確認を請求しなければならず(契約書第18条第1項第4号)、受注者から確認の請求を受けた発注者は、受注者立会いのもと調査を実施しなければならない(契約書第18条第2項)。

### 合同現地踏査

契約上は、受注者が現地踏査を行い、受注者からの請求を受けた場合に、発注者は受注者立会いのもと調査を実施することとなっている。しかし、契約条件の共有や円滑な業務進捗に寄与する目的から、受注者の現地踏査に、発注者も立会うことで、現地状況等の把握のほか、業務の課題、契約内容についての確認を行い、受発注者双方が、契約の目的を共有し、円滑な業務進捗と適正な契約の履行が可能となる。なお、合同現地踏査実施の業務については、特記仕様書にその旨の記述を行うこととする。

# V. 業務履行時における留意事項

## 2. 打合せに係る留意事項

### ◆業務の打合せ

業務内容が発注者の意図しているものか、発注者の方針に従い受注者の業務が履行されているかを確認するとともに、業務の進捗に伴い、次の業務ステップに対する発注者の方針を伝達し受発注者の協議により方針を決定する場でもある。

### ◆打合せに挑む受発注者の体制

業務方針を決定できるメンバーにより挑む。

(発注者の体制として、事務所のみでは方針決定ができない場合においては、あらかじめ支社と調整し方針決定しておくか、打合せの場に支社担当課や支社の専門部署の同席を求めるなど)

※業務執行の留意点（巻末資料 I）に、関連資料あり

# V. 業務履行時における留意事項

## 3. 工程管理に係る留意事項

NEXCO

GL-P36参照

### ◆適切な工程管理

業務ステップごとの適切な履行期間を確保するために重要である。

発注者は、特記仕様書に記載した条件と業務契約後に受注者から提出される計画工程表に基づき、関連する業務や関係機関との協議、資料の貸与時期、条件提示等の時期を管理しなければならない。

### ◆マイルストーン管理手法による工程管理

受注者が作成し提出する計画工程表はマイルストーン管理手法による計画工程表（ガイドラインP37参照）とし、品質確保と履行期間管理を目的に、監督員と管理技術者が中心となって十分協議し作成しなければならない。

また、当初作成時点(当初条件設定)と変更経緯(変更条件)を明確にするために、業務の進捗に応じて更新し、設計打合せの都度、受発注者双方で確認するものとする。これにより、業務の履行状況を監督員と受注者の双方で共有し、進捗状況及び懸案事項を確認しながら業務を実施する。

### ◆ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、受発注者間における質問・協議への回答について、基本的に「その日のうち」に回答することにより業務で発生する諸問題に対し迅速に対応し手待ち時間等を解消するための取組みであり、調査等打合せ簿・変更指示等に関する取扱いや要領等を変更するものではありません。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要か受発注者間で協議のうえ期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」に行なうものです。

# V. 業務履行時における留意事項

## 3. 工程管理に係る留意事項（設計業務等の業務改善の取組）

NEXCO

GL-P38参照

NEXCO東日本では、一般社団法人建設コンサルタンツ協会とNEXCO東日本が発注する設計業務等において、双方で協力した取組みにより、円滑な業務実施と品質向上に資する働き方改革を推進することを目指し、確認書を交換（令和元年6月21日公表）

確認書においては、以下の内容について積極的に取り組むこととしています。

- 【1】 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- 【2】 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- 【3】 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- 【4】 昼休みや午後5時以降からの打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- 【5】 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- 【6】 金曜日も定時の帰宅に心掛ける。

この取組内容については、NEXCO東日本の発注業務の契約締結後の打合せにおいて、双方で確認し記録することとしています。



（左）NEXCO東日本 横山建設・技術本部長 （右）建設コンサルタンツ協会 高野会長

# 《参考》 打合せ費の適切な計上

NEXCO

GL-P58参照

GL-P68参照

積算基準には設計種別により標準の打合せ回数が計上されているが、複雑な橋梁設計などは標準の打合せ回数に加え、支社等との打合せが必要となる場合がある。このような場合の積算方法は？

## ～対応策～

積算基準の打合せ回数は標準であり、計上する打合せ回数については設計内容により必要な回数を計上し積算を行う必要がある。

調査等業務においては、共通仕様書1-22打合せにあるとおり、業務の履行にあたっては、受発注者間で十分打合せを行う必要があり、発注者は必要な費用を計上しなければならない。

類似業務の実績から、標準打合せ回数に追加する支社等との打合せ回数が想定できる場合には、あらかじめ、打合せ場所を支社とした費用を計上すべきである。

なお、打合せの回数場所は特記仕様書に明記するとともに、契約後に受注者が作成し提出する、計画工程表で打合せ時期・回数を受発注者間で確認する必要がある。

# 《参考》 打合せ費の条件明示

NEXCO

打合せの回数場所は特記仕様書に明記するとともに、契約後に受注者が作成し提出する、計画工程表で打合せ時期・回数を受発注者間で確認

GL-P58参照

GL-P69参照

## 【特記仕様書記載例】

### ○－○ 打合せ

本業務における打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、業務内容確認を含め、○回とする。打合せの検測数量は、1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。

ただし、業務内容に追加、変更が生じた場合には、打合せ回数の増減に伴う費用について、別途監督員と協議する。

関係機関協議に受注者の同行を求めることが想定される場合には特記仕様書に明記しなければならない。

契約後に発注者が同席を追加指示した場合、又は発注者の都合により想定した協議会数が大幅に変更となった場合には、条件変更該当するため、例えば打合せが一式計上されていたとしても、これを変更し、必要な費用を支払わなければならない。

## 【特記仕様書記載例】

### ○－○ 関係官公署等との協議

関係官公署等との協議は、原則として発注者が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない、受注者は、協議案件に熟知した者を参加させるものとし、協議内容を直接理解し、業務履行の確実な進捗に努めなければならない。なおこれに要する費用は、別途協議するものとする。

# 《参考》 打合せ費の変更

当初契約時に特記仕様書に記載した打合せ回数に加え、支社との打合せが追加になった。  
このような場合の変更方法は？

## ～対応策～

一式で計上されているものについては変更できないとの誤認が見受けられるが、これは、当初契約時の条件に変更がなかった場合に適用される。

調査等積算基準1-7にもあるとおり、**発注者の責（追加の指示や業務内容の変更、支社等との打合せの追加）**で追加の打合せが発生した場合には、**受発注者協議のうえ、必要な場合には条件変更として契約変更を行わなければならない。**

### 調査等積算基準 1-7設計変更の事務手続き1-7-1

(4) 交通費・日当・宿泊費等における一式で計上される固定的と考えられるものについては、設計図書に明記されている場合を除き変更の対象とはならない。ただし、追加される新規工種又は測量、土質地質調査で数量の増減等により比例する宿泊費及び日当についてはこの限りではない。

※打合せは、回数だけでなく、実施者・内容規模と回数を「一式」として計上しているため、単純に回数の増減だけで判断するのではなく、計画工程立案時点で回数・内容・規模を合わせた確認と協議が必要。

# V. 業務履行時における留意事項

## 4. 業務履行時の確認事項

### 4.1 設計図書の点検

受注者は自らの負担による「設計図書の点検」が義務付けられている。

#### 調査等共通仕様書1-5-2 設計図書の点検

受注者は、自らの負担により契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の点検を行い、該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、その指示を受けなければならない。

### 4.2 設計図書の点検の範囲 ～受注者が実施する点検の視点～

- ① 適用すべき書基準と整合した業務内容となっているか
- ② 設計図書と減とが整合しているか
- ③ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか
- ⑤ 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、若しくは実施済み内容が明示されているか

### 4.3 設計図書の点検範囲を超えるもの

構造計算書、安定計算書の再計算によるチェックを行う等積極的な照査を受注者に義務付けるものではない。

- ① 応力計算を伴う既存成果の照査
- ② 関係機関協議結果と既存成果の照査
- ③ 設計計算結果と図面（配筋詳細など）整合性照査

受注者の点検の結果、さらに追加でこれらの照査が必要な場合、発注者がその費用を負担するものとし、受注者は照査の範囲を超える事象と判断した場合、その対応について監督員と協議するものとする。



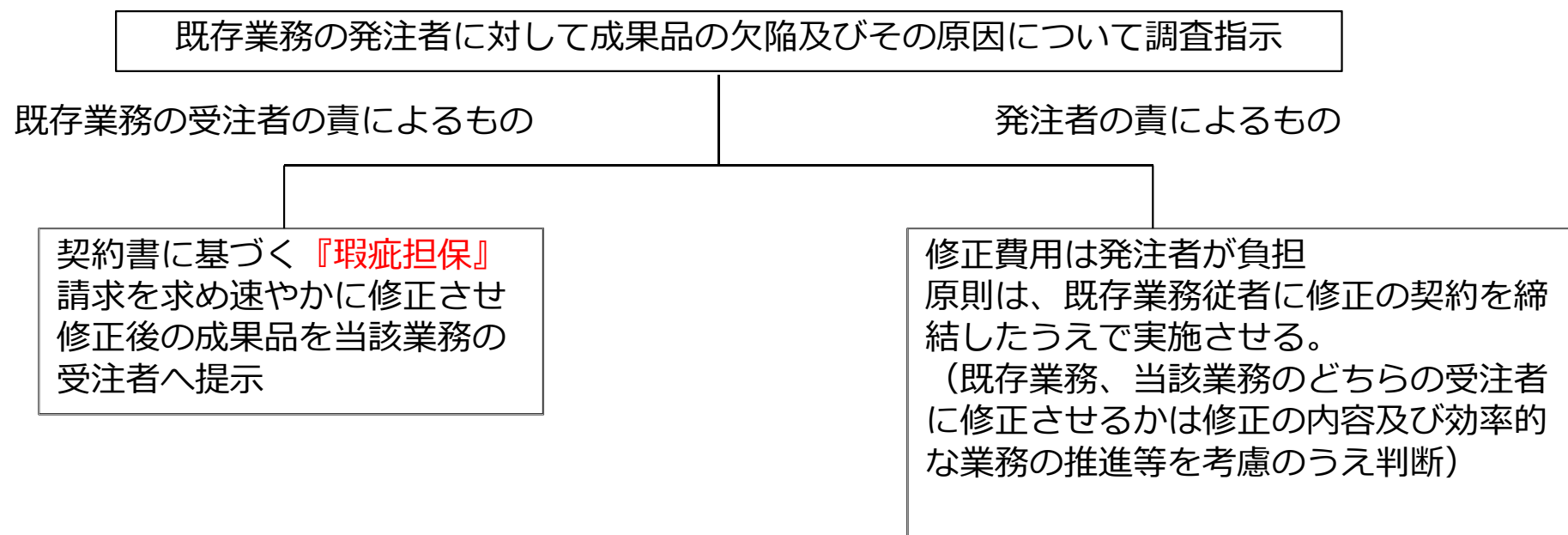
# V. 業務履行時における留意事項

## 4. 業務履行時の確認事項

### 4.5 既存設計等の誤りに関する取扱い

GL-P40参照

発注者から貸与された既存の完了した業務の成果品に誤り等があることが発見された場合は、契約書第18条の規定に従い、速やかにその事実を発注者に報告しなければならない。



※責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易に当該業務の受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなくてはならない。

# V. 業務履行時における留意事項

## 5. 調査等指示簿による適切な書面主義

調査等指示簿が適切に発出されずに業務の履行が行われた場合、変更に係る受発注者の認識のずれが、最終設計変更の費用計上における問題となる場合がある。

### 未然に防止するために

受発注者間で打合せ等により合意した内容については、調査等打合せ簿に適切に記載し**受発注者間で書面にて確認**するとともに、業務内容を変更する場合には、発注者は、調査等指示簿により変更を指示しなければならない。

(現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等により当初契約内容の変更や追加が生ずる場合、発注者が、契約書第18条及び19条の規定に基づく調査等内容の変更または設計書図書の訂正に伴う請負金額変更協議対象の有無、履行期間変更協議対象の有無の指示を行うことになっている。)

# V. 業務履行時における留意事項

## 5. 調査等指示簿による適切な書面主義

業務の履行に伴い生ずる指示等については、必ず、調査等業務指示簿により、書面で行わなければならない。

業務の進捗に伴い生じた、業務内容の確認、変更及び追加等について、その都度、調査等打合せ簿に記録し、**変更追加となる業務の契約内容、費用及び工期等の契約上の取扱い**を調査等業務指示簿で**明確にしておく**

調査等請負契約書 第2条（調査等及び協議の書面主義）

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、口頭で指示等を行った日から7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

# V. 業務履行時における留意事項

## 6. 設計業務における設計照査の留意点

NEXCO

設計業務は、適切な照査を行うことが重要な要素  
「設計照査の手引き（平成29年7月）」を作成し、ホームページで公表

GL-P42参照

GL-P66参照

### 【設計照査の手引き（平成29年7月）】

- ・ 事業の完成に重大な影響を与える設計成果品の品質向上を図る
- ・ 受発注者双方の担当技術者の資質向上を図る
- ・ 設計の主要事項を系統的に把握できるようにし、照査の効率化を図る

設計照査の手引き

平成29年7月

東日本高速道路株式会社

#### 4. 内容の構成

本手引きの構成は、対象とする全ての工種について以下に示す内容で構成されている。

- ① 詳細設計照査フローチャート
- ② 基本条件の照査項目一覧表
- ③ 細部条件の照査項目一覧表
- ④ 成果品の照査項目一覧表
- ⑤ 設計調書

① 詳細設計の契約から完了までの流れを照査の観点から整理したもの

②③④ 照査フローチャートに従って、設計の主要な区切り毎に受注者が実施すべき基本的照査項目を一覧表に整理したもの

⑤ 主要な設計諸元、仕様材料、応力計算等について、チェックのうえとりまとめるもの

⇒照査手順・内容について受注者を拘束するものではない。

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h29/0703b/pdfs/02.pdf>



# 《参考》設計照査の手引き（3. 赤黄チェック）

・設計不具合の主要因であるデータ入力時の単純ミス等を減らすための照査手法として掲載。

■ 確認マークを黄色で入れ、修正箇所の訂正を赤色で記入し、修正結果の確認マークを青色で行う。

■ 実施対象は下表のとおり。

設計種別	設計区分
道路設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計</li> <li>・ 協議用図面作成後の詳細設計</li> <li>・ 幅杭設計 4車線設計後の完成 4車線設計</li> <li>・ 幅杭設計 4車線設計後の暫定 2車線設計</li> <li>・ 1期線工事完了後の 2期線部詳細設計</li> </ul>
連絡等施設設計 (BS 除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計</li> <li>・ 協議用図面作成後の詳細設計</li> <li>・ 幅杭設計後の詳細設計</li> </ul>
附帯工設計 (溝渠工・擁壁工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計</li> <li>・ 概略一般図作成後の詳細設計</li> </ul>
舗装設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計</li> </ul>
構造物設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計</li> <li>・ 詳細設計</li> </ul>
トンネル設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計</li> </ul>

設計計算書

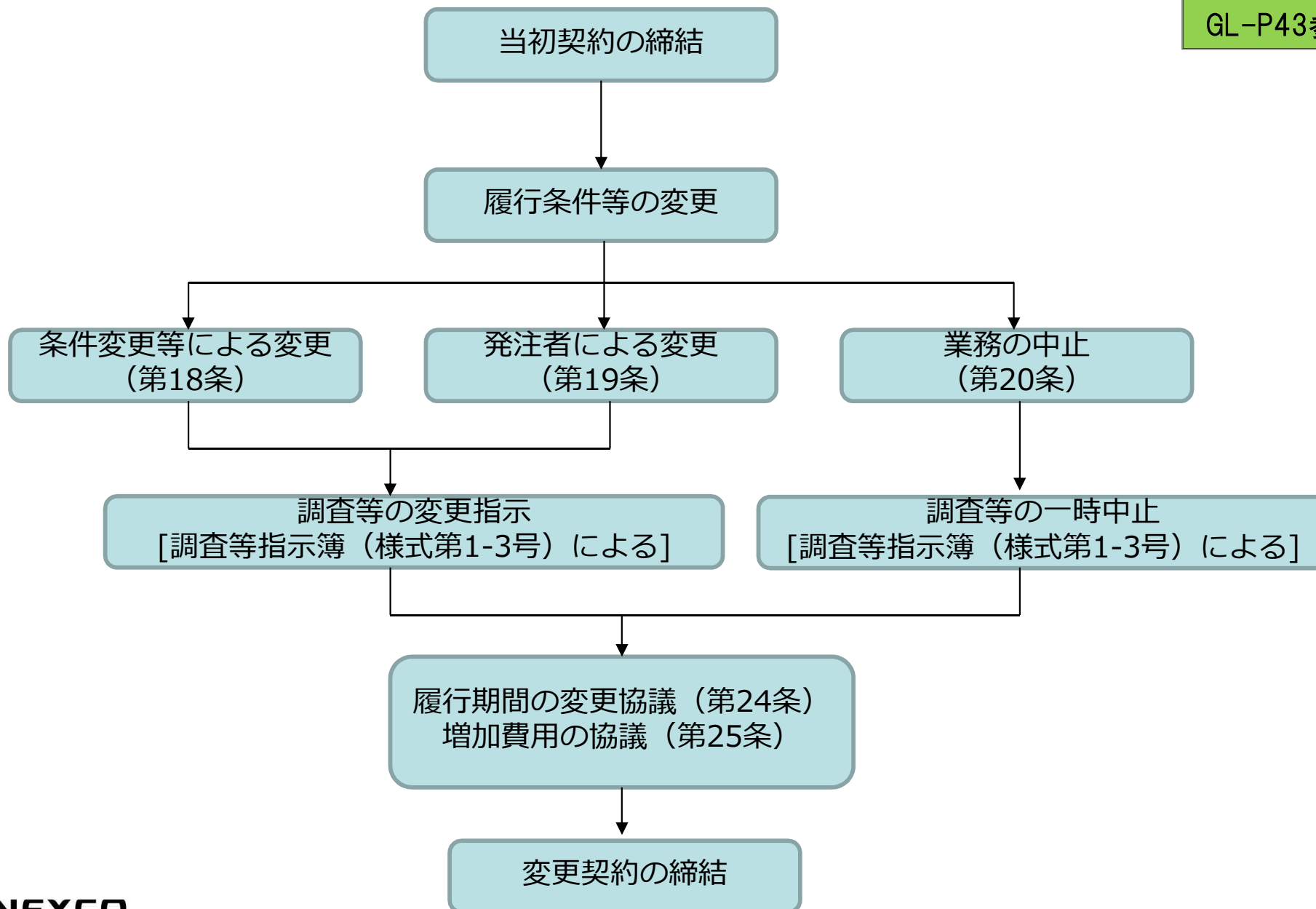
数量計算書

設計図

上野工橋第一型図(その2) 201.103

# VI. 契約変更

## 1. 契約変更のフローと関係する条文



# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

NEXCO

GL-P44参照

### 2.2.条件変更等（第18条）

（条件変更等）

第18条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した時は、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）
- 二 設計書に誤謬または脱漏があること
- 三 設計書図書の表示が明確でないこと
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること
- 五 設計図書に明記されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

（1）図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）

《解説》

共通仕様書、特記仕様書又は図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。

図面に書かれた数字と図面から読み取って得た値との間に相違がある場合は、数字が優先すること。



# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

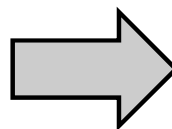
(2) 設計書に誤謬または脱漏があること

《解説》

受注者は、設計図書が誤っていると思われる場合又は表示すべきことが表示されていない場合は、信義則上、これらの点を発注者に確認すべきとしたものであり、発注者はそれが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。

**受注者**

契約書第18条第1項の二の規定に基づきその旨を直ちに監督員に通知



**発注者**

契約書第18条第4項、第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更



契約書第24条、第25条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

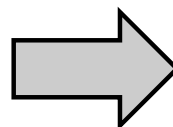
### (3) 設計図書の表示が明確でないこと

#### 《解説》

設計図書の表示が明確でないこととは、**表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務の履行にあって判断がつかない場合**などのこと。この場合において、受注者が勝手に判断して業務を続けることは不適當である。

#### 受注者

契約書**第18条第1項の三**の規定に基づきその旨を直ちに監督員に通知



#### 発注者

契約書**第18条第4項、第5項**の規定に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更



契約書**第24条、第25条**の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

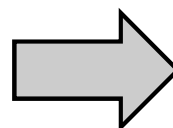
(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること

### 《解説》

履行条件が設計図書と異なるときは、調査手法や設計条件等の変更が必要となる場合がある。

### 受注者

契約書第18条第1項の四の規定に基づきその旨を直ちに監督員に通知



### 発注者

契約書第18条第4項、第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更



契約書第24条、第25条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

### 【事例】

①道路詳細設計においては地形区分により補正を行うが、設計実施後にこれらの地形区分に延長が変更になった場合

注) 当初契約時の、特記仕様書に地形区分ごとの延長を明記、又は、地形区分が判読可能な平面図を参考図として添付するなど、**当初に条件を明示することが必要**

②協議用図面作成において協議過程で追加資料の作成が必要になった場合

注) 協議用図面について必要な図面枚数等を当初の契約条件として明示

**協議の過程で、追加の図面、検討資料（最終的な成果とはならなかった比較検討のための資料を含む）が発生した場合には条件変更として契約変更を実施し必要な費用を支払わなければならない。**

# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

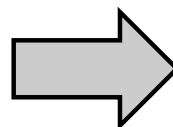
(5) 設計図書に明記されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

### 《解説》

当初は予期することができなかつたために設計図書に履行条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が履行条件となる場合

### 受注者

契約書第18条第1項の五の規定に基づきその旨を直ちに監督員に通知



### 発注者

契約書第18条第4項、第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更



契約書第24条、第25条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

NEXCO

### 2.3.設計図書等の変更（第19条）～発注者による変更

GL-P45参照

（設計図書の変更）

第19条 発注者は前条第四項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第21条において「設計図書」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

《解説》

発注者は、業務の履行途中において、その意思・判断を変更せざるを得ない事態が生じた場合、発注者自らの意志で設計図書を変更できることとしている。  
ただし、原設計を根本から変えるような変更が生じた場合には、別途契約を結ぶことが適当である。

【事例】

①橋梁の基本詳細設計として発注したが、形式検討が必要になった場合

GL-P60参照

構造物設計における基本設計、詳細設計は調査等共通仕様書に規定されているとおり、橋梁一般図作成又は計画設計において、既に形式決定された構造物に対する設計を行うものである。

したがって、発注者側の理由により基本設計・詳細設計の段階で、形式検討が必要となった場合には、契約書第19条に規定する「設計図書の変更」に該当し5-7-1橋梁一般図作成、又は5-7-2計画設計に基づく必要な費用を計上しなければならない。

なお、受注者が当初発注の条件に従い、基本設計、詳細設計に既に着手しており、かつ形式検討の結果により当初発注の形式と異なる場合には、着手した部分に係る費用についても契約書第19条の規定に従い、必要があると認められる場合には、発注者は必要な費用を負担しなければならない。

# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

### 2.4.業務の中止

業務の全部又は一部の施工について監督員が**一時中止を指示**した場合（契約書第20条）

#### 《解説》

- 受注者の責に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、**受注者が業務を行うことができないと認められるときは**、監督員は「契約書第20条」の規定により業務の全部又は一部の施工を中止させなければならない。⇒**発注者の中止義務**
- 監督員は、業務の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要がある場合と認められるときは、**増加費用の負担**を行う。

# 《参考》設計変更の事務手続き

測量、土質地質調査、環境関係調査、設計、試験及びその調査等の契約は総価契約

1. 設計変更に伴い、契約済みの工種（在来工種）に増減が生じる場合には、受注者から提出された内訳書の単価に基づき金額を通知し、既契約金額との増減額を受注者に通知し、承諾書を徴収した後契約を変更する。
2. 設計変更に伴い、名称又は細目の一部に未契約の工種（新規工種）が生じる場合においては、高速道路会社の積算要領等に基づいて設計金額を作成し、見積り方通知書を交付し、見積書を徴収した後契約を変更する。この場合、率をもって算定される諸経費、その他原価及び一般管理費等については、調査等積算基準 1-7-2により計算

《記載例》 新規工種の諸経費（SN1）

$$S_{N1} = A_{N1} \times \frac{X_{K0}}{X} \times a_{K1}$$

$A_{N1}$ ：新規工種の直接費の合計（高速道路会社積算単価による）

$X$ ：高速道路会社の当初積算金額（直接費+諸経費）

$X_{K0}$ ：当初契約金額(税抜き)（直接費+諸経費）

$$a_{K1} = a_{K0} / a \times a_1'$$

$a_{K0}$ ：当初契約の諸経費率

$a$ ：当初積算での諸経費率

$a_1$ ：設計変更時の諸経費対象額をも基に発注時の発注者積算要領により算出した諸経費率で、  
 $a_1'$ 算出に用いる諸経費対象額は下記のとおりとする。

$$a_1' \text{算出時用いる諸経費対象額} = A_{D1} + A_{K1}$$

$A_{D1}$ ：高速道路会社当初積算単価に設計変更後の在来工種の数量を乗じた直接費の合計

# Ⅵ. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力

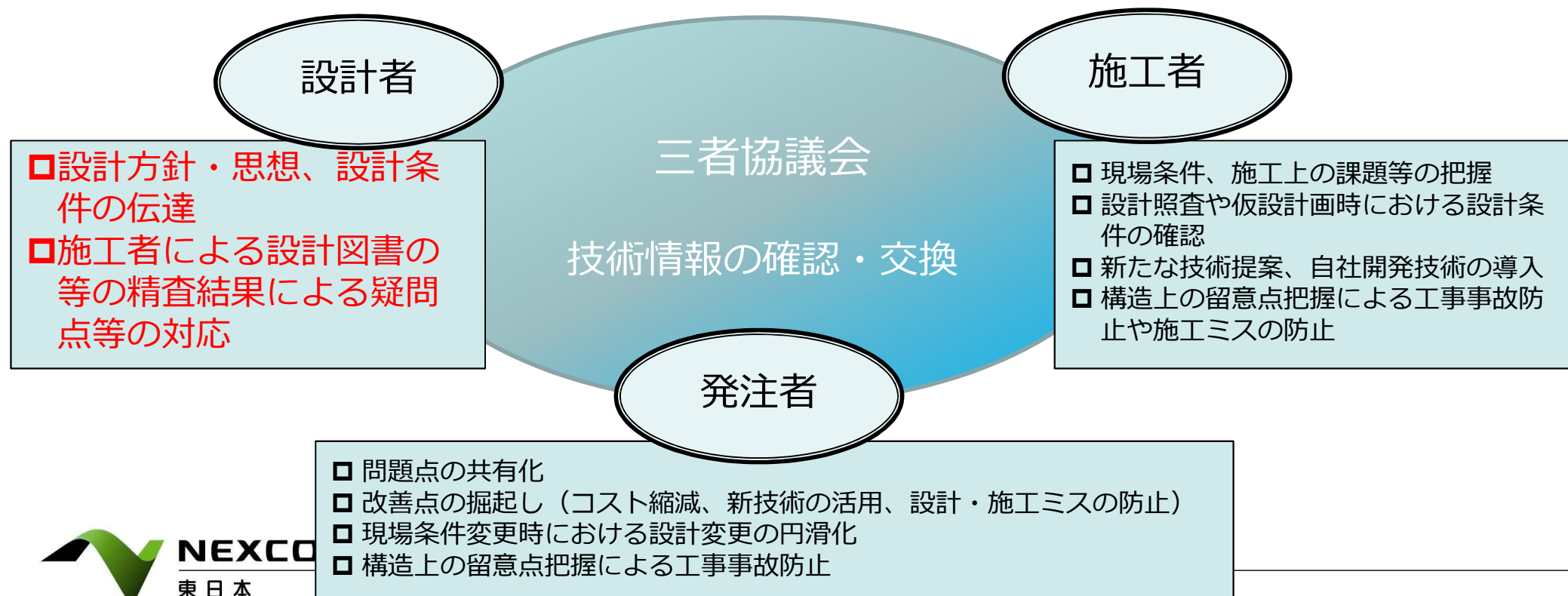
## 1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)の目的

NEXCO

GL-P53参照

### 設計施工協同連絡会議(三者協議会)の目的

- ◆ 工事の品質確保を促進するために、工事の「施工者」、当該工事の設計を実施した「設計者」及び「発注者」が一堂に会して、**工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に係る理解を深め工事の品質をより向上させること。**
- ◆ 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計変更を行う場合に**適切な方針を得るために、協同して技術情報の確認及び交換**を行い、併せて一層の技術力向上に資すること。





# Ⅵ. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力

## 2. 三者協議会を実施する工事～5. 三者協議会の内容

NEXCO

### 三者協議会を実施する工事

原則すべての工事を対象

### 三者協議会の開催時期

GL-P54参照

- ◆ 原則として工事着手前に実施
- ◆ 施工途中においても受発注者いずれかの発議により必要の都度実施

### 三者協議会の内容

- ◆ 三者協議会の構成は、発注者、施工者及び設計者の三者で構成する。
- ◆ 三者協議会の開催は、施工者及び設計者の申出を発注者が認めた場合を含めて発注者が決定する。また、三者協議会の開催に係る調整及び事務は、発注者が行う。
- ◆ 予期し得ぬ現地状況の変更に伴い、原設計を変更する必要性を検討する場合において、設計者がその変更に関する技術的所見を求められた場合は、設計者は知りうる条件の範囲に限ってその所見について責任を負う。ただし、所見に基づく原設計変更の実施判断は発注者が行うこと。
- ◆ 三者協議会の開催に伴い原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処する。
- ◆ 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者、及び設計者の三者で協議して対処する。
- ◆ 原設計の変更が必要な場合には、発注者が設計者に変更（修正）設計業務を申し込む場合がある。その際には別途、発注者と設計者が契約を締結する（随意契約）。

# Ⅵ. 設計施工協働連絡会議(三者協議会)への協力

## 6. 調査等業務における三者協議会の取扱い

NEXCO

GL-P54参照

### 調査等業務における三者協議会の取扱い

- ◆ 設計者は、三者会議への参加を依頼された場合には協力を行う。
- ◆ 調査等業務を発注する場合は、当該調査等業が三者協議会の対象業務であり、当該調査等業務の成果に基づく工事を施工する際に三者協議会を開催する場合がある旨を特記仕様書に明示。

#### 【特記仕様書記載例】

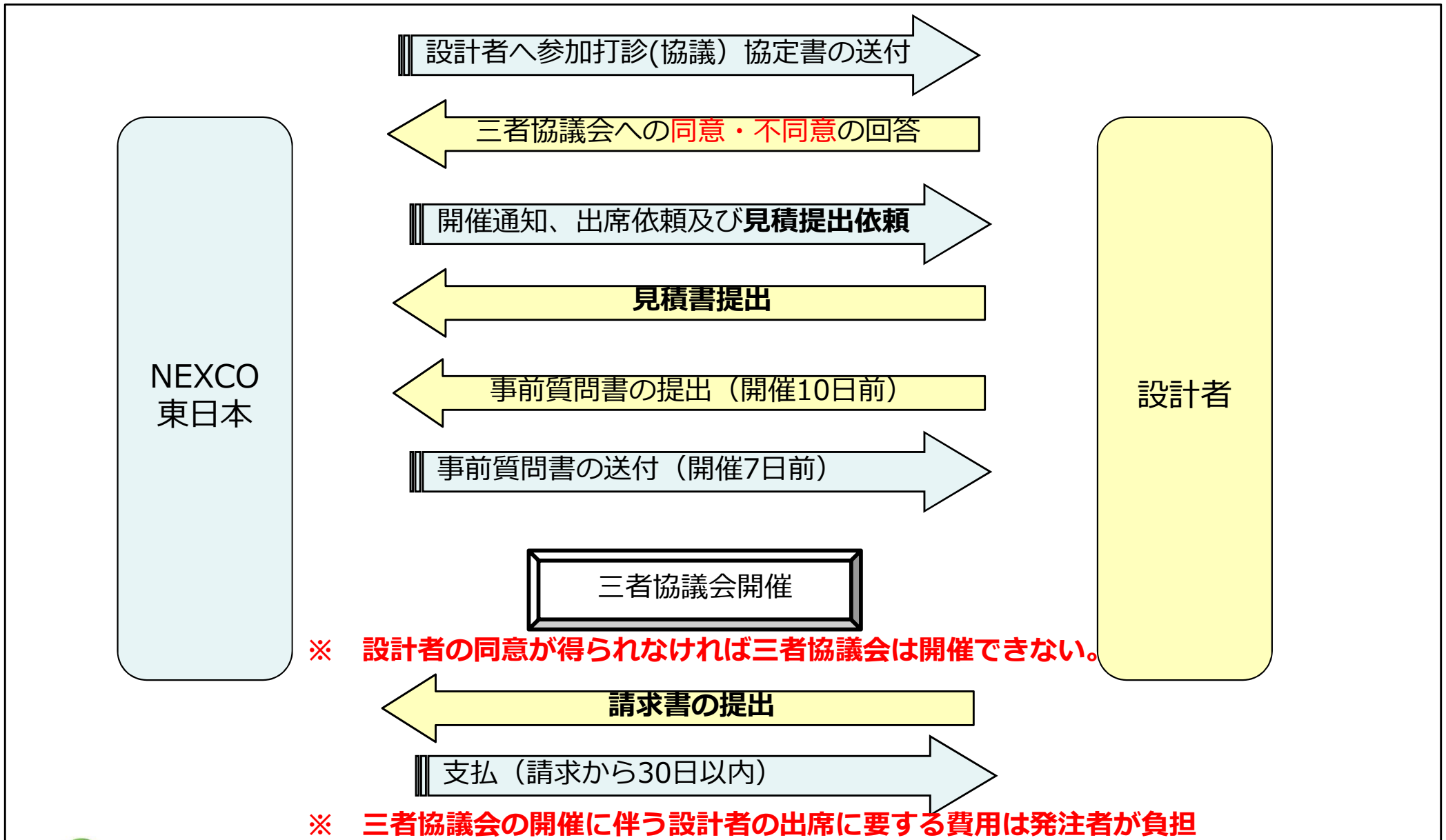
##### ○-○ 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において、監督員及び受注者並びに予定工事の請負人が協働して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協働連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の請負人および受注者  
とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協  
定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会の参加を義務付けるものではない。

# 《参考》三者協議会開催の手続き



# Ⅵ. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力

## 7. 三者協議会の具体事例

GL-P55～56参照

《参考》三者協議会後の取扱も含めた具体例を掲載

※三者協議会実施後に必要となる業務は随意契約により当初設計者に依頼

事例3	具体的内容
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ■ 道路 E インターチェンジDランプ橋耐震補強工事</li> <li>【 ■ ■ 道路のE インターチェンジDランプ橋他 1 橋の耐震補強工事】</li> </ul>
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ■ 道路 E インターチェンジ橋耐震補強設計 (株式会社F設計)</li> </ul>
三者協議会の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Dランプ橋耐震補強工事は、耐震補強用鋼板を圧入装置にて圧入し、橋脚を鋼板巻立てする計画</li> <li>✓ 施工に先立ち試掘を行った結果、転石（30cm前後）が確認され、現行の圧入方法では施工困難</li> <li>✓ 転石を破砕することを目的とした削孔ボーリングを追加し、鋼板巻立て厚さに変更（橋脚とボーリング孔芯の間隔確保）が生じることから耐震性照査のため、三者協議会を開催。</li> </ul>
三者協議会実施後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 株式会社F設計と「E インターチェンジDランプ橋鋼板巻き立て詳細図作成業務」を契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 株式会社F設計は、E インターチェンジ橋耐震補強設計の受注者であり、「E インターチェンジDランプ橋鋼板巻き立て詳細図作成業務」における耐震性照査及び鋼板巻立て詳細図修正作成の施工期間の短縮が行えるとともに円滑な施工を図ることができる。</li> <li>➢ 上記より、契約事務処理要領第5条第1項5『継続調達』に該当するため、特命随意契約を実施。</li> </ul> </li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現場条件（転石発生）の変更に伴う、耐震性照査及び鋼板巻立て詳細図修正を速やかに実施することができ、円滑に工事を実施できた。</li> </ul>

# Ⅳ. ケーススタディー

## 1. 積算基準の適切な運用、2. 設計変更の適正な実施

NEXCO

GL-P57～63参照

### ◆ ガイドラインに記載した内容について、具体的なケーススタディとして解説

#### 1. 積算基準の適切な運用

- 1.1. 積算基準が適用できない工種の積算方法(見積の活用)
- 1.2. 調整池設計の積算方法
- 1.3. 復元設計費用
- 1.4. 打合せ費用の適切な計上

#### 2. 設計変更の適正な実施

- 2.1. 道路設計における地形区分の変更
- 2.2. 協議過程で発生した追加資料の作成費
- 2.3. 構造物詳細設計における形式検討の追加
- 2.4. 構造物設計における類似構造物の取扱い
- 2.5. 追加になった比較検討用資料の取扱い
- 2.6. 打合せ等による業務中の条件変更に係る追加費用の取扱い
- 2.7. 部分使用後の成果品の修正の取扱い
- 2.8. 一式で計上されている打合せ費用の変更について

### ■ 設計業務実施上の留意点の追加 (H30.7)

◆ 設計業務の実施の際に、組織や担当者による指示や対応の濃淡などにより、設計打合せ実施や業務管理の内容にバラツキが生じたりするなどの設計業務執行上の課題を解消するため、『設計業務実施上の留意点』を巻末資料に追加。

#### 事例目次内容

- 1: 業務の履行期間が十分でない(準備期間)
- 2: 業務の履行期間が十分でない(照査期間)
- 3: 業務の履行条件が曖昧
- 4: 業務打合せの回数
- 5: 業務打合せの時間
- 6: 業務打合せの内容
- 7: 部分引渡しの追加
- 8: 部分引渡しの内容
- 9: 部分使用の内容
- 10: プロポーザルの業務規模
- 11: 検討内容の解釈
- 12: 複数回にわたる検討

#### 1.1. 業務の履行期間が十分でない(準備期間)

内容	業務の履行期間が180日間あったが、受注後特記仕様書記載の貸与資料の貸与までに2カ月近く要し、実質の履行期間が圧迫された。
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 発注者は、発注時に、特記仕様書に「貸与資料」を記載するとともにそれらの成果品を契約締結後ただちに貸与できるように準備する。</li><li>➤ 業務の履行期間は、設計業務の場合、貸与資料の整理や設計条件の整理など履行期間の始まりから概ね1カ月の準備期間、業務完了後の1カ月の照査期間、成果品の製本・成果品電子データの提出等のための業務完了検査から履行期間末までの2週間程度を履行期間とは別に確保する必要がある。</li><li>➤ 供用中道路の構造物等の検討業務(例:耐震補強設計)などの場合、既往設計業務や現地条件の整理、業務実施方針の確定などの前準備に2~3カ月を必要とする場合もある。</li></ul>
改善の方向性	<p>⇒発注者は発注時に、準備(30日)・照査(30日)・成果品作成(2週間~1カ月)を履行期間と別に見込むことが必要。</p> <p>⇒受注者は、計画工程表(マイルストーン工程表)作成段階で、貸与資料の受領時期・打合せ時期や方針確定必要時期を示し、監督員と業務管理のポイントを十分に共有する必要がある。</p>

調査等請負契約における設計変更ガイドラインは、受発注者間の共通認識とするため調査等請負契約書及び調査等共通仕様書を補完するもので、当初契約、契約変更を中心にそれぞれの条文について理解しやすいように記載しています。

ただし、**業務を適切に履行するためには、本ガイドラインに記載した条文以外についても理解が必要です。**

受発注者双方が、各種条文に対する理解を深め、コミュニケーションを円滑にとり適切な契約の履行に努めなければなりません。